

平成23年8月4日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鈴木 隆 光
平成23年（ネ）第2313号不当利得返還請求控訴事件（原審・新潟地方裁判所
長岡支部平成22年（ワ）第264号）

（口頭弁論終結日 平成23年6月21日）

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久 保 健
同訴訟代理人弁護士	櫻 井 英 喜

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	黒 岩 海 映
主	文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

原審は、被控訴人の請求を一部認容したため、控訴人が当該敗訴部分を不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事

実及び理由」第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。
(当審における控訴人の主張)

(1) クラヴィスとの取引によって生じた過払金返還債務について

原判決は、控訴人とクラヴィスとの間では、平成19年6月18日付け業務提携契約により、控訴人がクラヴィスの債務について併存的に債務引受をしているところ、これが第三者のためにする契約であるとして、被控訴人がクラヴィスから控訴人に契約を切り替えた平成19年10月12日に、被控訴人が受益の意思表示をしたと判示している。しかし、被控訴人は、平成19年10月12日の時点において、控訴人が併存的債務引受をしていた事実を全く知らなかったのであるから、その時点で被控訴人が受益の意思表示をすることはあり得ない。そして、控訴人とクラヴィスとの間の業務提携契約については、平成20年12月15日付けで変更契約が締結され、併存的債務引受は解除されているから、控訴人が被控訴人の過払金返還債務を併存的に引き受けることはない。

(2) 悪意の受益者性について

ア 原判決は、控訴人が書証として提出した「ATM領収書兼ご利用明細書」のうち、平成14年7月25日までの貸付内容を示すものは返済期間等の記載がなく、17条書面に該当するとは認められないと判示している。しかし、控訴人が、当時の認識として、貸付内容を示す書類に返済期間等の記載がないとしても貸金業法43条1項の適用があるとの認識をもつことはやむを得なかったものである。

イ 原判決は、前記「ATM領収書兼ご利用明細書」は控訴人が保存するデータを再現したものであり、これらから直ちに法定の要件を充足する書面が被控訴人に交付されたと認めるのは困難であると判示する。しかし、このような事実認定は経験則に反するものであり、控訴人は全ての顧客に一律に対応しており、被控訴人に対しても再現データどおりの書面が交付さ

れていることは明白である。

ウ さらに、原判決は、提携CDでなされた貸付及び返済について、17条書面及び18条書面の交付があったことをうかがわせる証拠の提出がないと判示している。しかし、控訴人は、これらの貸付及び返済について、17条書面及び18条書面の交付をうかがわせる証拠を提出しており、原判決はこれらを見落としてなされたものである。

エ したがって、原判決の判断が覆されるべきことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は原判決が認容した限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の理由説示(「事実及び理由」第3)のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決8頁4行目の末尾に、改行の上次のとおり加える。

「控訴人とクラヴィスは、上記切替契約について、ポスター、ホームページ等で公示をし、顧客からの申込受付業務について、控訴人とクラヴィスはそれぞれの営業店で申込受付をすることにし、顧客が来店できない場合には通信手段による申込受付をし、クラヴィスは顧客が記載した申込書を控訴人に送信し、電話で連絡するものとされた。そして、控訴人とクラヴィスは、切替契約の申込をした顧客に対し、控訴人への申込の事実の確認を行い、控訴人の定める個人情報の取扱いに関する同意、信用情報機関の照会に関する説明を行い、その説明後に、顧客から当該同意を取得することとし、控訴人は、申込をした顧客について融資審査と決裁を経た上、顧客との間で、極度額借入基本契約を締結して切替契約を締結するものとされた。上記の融資審査結果は、控訴人が申込をした顧客に通知するが、クラヴィスの営業店を通じた申込受付の場合には、クラヴィスを通じて審査結果を通知するものとされ、切替契約締結後は、控訴人及びクラヴィスが、顧客から残高確認兼振込代行申込書を受領し、クラヴィスが上記申込書を受領した場合は、これを控

訴人に引き継ぐものとされた。」

- (2) 原判決8頁5行目冒頭から10行目ないし11行目の「被告に提出した。」までを次のとおり改める。

「ウ 被控訴人は、平成19年9月頃、控訴人の切替契約事務担当者から電話を受け、クラヴィスは控訴人の子会社であり廃業することになったので、控訴人の契約に書き換えて欲しい、切替契約によって控訴人との間でクラヴィスのときと同様の借入と返済が継続できる旨の説明を受け、同年10月12日、この説明に基づいて控訴人が設置している自動契約機が備え置かれた控訴人店舗に赴き、自動契約機により所要の指示を得つつ、備え置かれていた契約申込書(乙2)に所要事項を記入し、これを控訴人の切替契約事務担当者に送信ないし送付して控訴人との切替契約を締結し、被控訴人のクラヴィスに対する約定による債務の額が48万5330円であることを確認し、控訴人が被控訴人に代行して上記金額をクラヴィスに振り込むよう依頼する旨の残高確認書兼振込代行申込書(乙11)を作成し、控訴人の切替契約事務担当者に送信ないし送付した。」

- (3) 原判決8頁20行目の「被告とクラヴィスは」の前に次のとおり加える。

「クラヴィスは、平成19年12月1日に貸金業を廃業し、債権管理業務(回収)のみを行うこととなった。」

- (4) 原判決9頁2行目冒頭から25行目末尾までを次のとおり改める。

〔(2)ア 併存的債務引受の有無

前記認定事実によれば、本件業務提携契約中の債務引受条項において、控訴人はクラヴィスとの間で、クラヴィスが顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他クラヴィスが負担する一切の債務について控訴人が連帯してその責めを負う旨を合意している。これは合意の当事者である控訴人とクラヴィスとの間で、第三者であるクラヴィスの顧客のために、当該顧

客に対するクラヴィスの債務について控訴人が併存的債務引受をしているものと解することができる。その場合、当該顧客が控訴人に対して明示又は黙示に本件業務提携契約中の債務引受条項による利益を享受する旨の意思表示をすることによって、控訴人は顧客に対し、クラヴィスの債務を弁済すべき義務を負うことになる。

イ 受益の意思表示の有無

被控訴人から控訴人に対し、控訴人の併存的債務引受について明示ないし黙示の受益の意思表示がなされたと認められるかどうかについて判断する。

前記認定事実によれば、控訴人は、平成19年6月18日に本件業務提携契約を締結してクラヴィスの債務について併存的債務引受をした後、クラヴィスと共同して、クラヴィスの控訴人債務への切替契約を進める作業を行ったものであり、平成19年10月12日付けで行われた本件切替契約も、多数のクラヴィスの顧客に対する切替契約の一環として行われたものである。上記の併存的債務引受は、控訴人がクラヴィスの債務を併存的に引き受けることによって、顧客との間の上記切替契約を円滑に進める趣旨を含んでいたと推認でき、したがって、上記切替契約業務に従事する控訴人の担当者は、クラヴィスの貸付に係る債務が控訴人に併存的に承継されるとの認識を有していたものと認められる。その後、クラヴィスは、平成19年12月1日に貸金業を廃業し、債権管理業務（回収）のみを行うこととなったものであり、このことは、上記切替契約を進めた結果として自然に理解される進展である。

控訴人は平成20年12月15日に本件業務提携契約の変更契約を締結して併存的債務引受を解消しているが、その1年2か月前である平成19年10月12日の時点では、切替契約を進める控訴人の担当者において、将来、併存的債務引受を解消する変更契約が締結されることは、

知る由もなかったものといえる。

このような併存的債務引受に至る経緯，被控訴人は控訴人側から連絡を受けて自動契約機に赴き切替契約に応じていること，控訴人による併存的債務引受には，これによって，顧客との間の切替契約を円滑に進める趣旨が含まれていたこと，本件切替契約を進める控訴人の担当者は，クラヴィスの貸付に係る利息の返還その他の債務は控訴人に併存的に承継されることを認識していたと推認されること，被控訴人はクラヴィスの担当者から，クラヴィスは閉鎖され同社から控訴人に契約が承継される旨説明されたことを総合すると，控訴人の担当者と被控訴人の間には，本件切替契約の成立によって，クラヴィスの貸付に係る債権債務は，今後は，従来の被控訴人とクラヴィスの関係と同様に，被控訴人と控訴人との間で成立するようになるとの了解が存在したものと解するのが相当であり，したがって，本件切替契約を了承した被控訴人は，残高確認書兼振込代行申込書に署名をして控訴人の担当者に提出するに際し，当該担当者に対し，控訴人がクラヴィスの債務をクラヴィスと共に負担することによる利益を享受する旨の意思表示，すなわち，併存的債務引受についての受益の意思表示をしたものと認めるのが相当である。

本件切替契約時に被控訴人が署名して控訴人に提出した残高確認書兼振込代行申込書においては，単に，契約の切替えについての確認，依頼，同意とクラヴィスの債務残高の確認に関する文言が記載されているにすぎないが，この書面は，控訴人があらかじめ用意して被控訴人に署名を求めたものであり，これがクラヴィス及び控訴人の担当者と被控訴人とのやり取りのすべてではないのであって，この書面の文言が上記のとおりであることは，受益の意思表示が行われたとの認定の妨げとなるものではない。

そうすると，被控訴人は，本件切替契約に際し，控訴人の担当者に対

し、クラヴィスの顧客のための併存的債務引受について受益の意思表示をしたものと認めることができ、顧客との契約の切替を円滑に進めるための業務を行っていた控訴人の担当者は、この意思表示を受領する権限を有していたものと認められるから、被控訴人は控訴人に対し、本件取引によって生じた過払金及びこれに対する利息の返還を請求することができるものというべきである。」

(5) 原判決11頁20行目の「また、そもそも、」から25行目末尾までを削る。

(6) 当審における控訴人の主張に対する判断

ア クラヴィスとの取引によって生じた過払金返還債務について

控訴人は、平成19年10月12日の時点において、控訴人が併存的債務引受をしていた事実を被控訴人は全く知らなかったのであるから、その時点で被控訴人が受益の意思表示をすることはあり得ないのであり、これを認めた原判決は誤っていると主張する。しかし、平成19年10月12日時点で被控訴人が受益の意思表示をしたと認められることは、前記(4)で説示したとおりであり、控訴人の主張は理由がない。

イ 悪意の受益者性について

控訴人は、控訴人が書証として提出した「ATM領収書兼ご利用明細書」のうち、平成14年7月25日までの貸付内容を示すものは返済期間等の記載がなく、17条書面に該当するとは認められないと原判決が判示している点について、控訴人が当時の認識として貸付内容を示す書類に返済期間等の記載がないとしても貸金業法43条1項の適用があるとの認識をもつことはやむを得なかったものであり、原判決が誤っていると主張する。しかし、前記「ATM領収書兼ご利用明細書」のうち、平成14年7月25日以前のものについて返済期間等の記載がなく17条書面に該当すると認められないことは、原判決の「事実及び理由」第3の2(2)において説示するとおりである。

また、控訴人は、提携CDでなされた貸付及び返済について、17条書
面及び18条書面の交付があったことをうかがわせる証拠を提出してい
るにもかかわらず、原判決がこれを無視したか又は見落として判断したと
主張する。しかし、証拠（乙116ないし128）によれば、控訴人がこ
の点を証するものとして提出した証拠は、提携CDによる貸付及び返済に
際して交付される「出金時明細票」及び「入金時明細票」の一般的な記載
内容を明らかにするもの及び「ご利用明細票」等のサンプル書面であるこ
とが認められるところ、これらの書面によって、被控訴人に対して17条
書面及び18条書面が交付されたことを認めることはできず、他にこの点
を認めるに足りる証拠はない。したがって、この点の控訴人の主張は理由
がない。

- 2 よって、被控訴人の控訴人に対する請求は原判決が認容した限度で理由があ
り、その余は理由がないから、原判決は相当であって、本件控訴は理由がない
ので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園 尾 隆 司

裁判官 櫻 井 佐 英

裁判官 吉 田 尚 弘

これは正本である。

平成23年8月4日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 鈴木 隆

